

財政健全化基本方針（案）

平成19年 9 月

島 根 県

目 次

知事から県民の皆様へのメッセージ	1
I 財政の現況	
1 危機的な状況にある県財政	3
2 財政状況が悪化した原因	3
3 これまでの財政健全化に向けた取組	4
4 容易でない財政健全化への道のり	5
II 財政健全化に向けた改革の基本的な考え方	
1 改革の進め方についての基本的な考え方	7
2 集中改革期間	7
3 改革の視点	8
III 改革のための具体的施策	
1 行政の効率化・スリム化	10
2 事務事業の見直し	13
3 財源の確保	14
IV 改革後の財政見通しと今後の財政運営のあり方	
1 改革後の財政見通し	17
2 今後の財政運営のあり方	18
(資料1) 改革後の財政見通し(試算)	19
(資料2) 仮に改革を行わず現在の財政運営を続けた場合の財政見通し	20
(資料3) 職員給与費の状況	22
(資料4) 実質公債費比率の推計	24
(資料5) 道路改良率の推計	25
(資料6) 人口、財政指標等一覧(類似県)	26

知事から県民の皆様へのメッセージ

- 1 島根県の財政は、非常に厳しい状況にあり、財政の健全化は「待ったなし」の課題となっています。

この状況を県民の皆様に分かりやすく説明し、そして皆様のご意見を幅広くお聴きするため、本年5月に有識者で構成される「改革推進会議」を設置しました。

この会議では、3回の公聴会を含め精力的に審議が進められ、8月8日に私に対して「県財政の健全化のための提言」が提出されました。

また、8月9日には、県庁の若手職員有志のグループが、「財政改革のための提言」を取りまとめて提出してくれました。

- 2 私どもは、こうした提言を踏まえ、また、様々なチャンネルを通じて県民の方々からお聴きした多くのご意見を参考にしながら、財政健全化のための基本方針の作成作業を進め、8月20日には、県としての「財政健全化基本方針（案）の骨子」を発表しました。

そして、この「骨子」に対して、9月3日には県議会財政健全化調査特別委員会からご提言をいただき、またホームページ等で県民の皆様のご意見も伺ったところです。

- 3 これらの提言・意見を踏まえて「骨子」を具体化したものが、今回の「基本方針（案）」です。

今後、9月の定例県議会での議論を経て、10月末までに基本方針を最終決定する予定です。

- 4 財政健全化を進めていく上では、事務事業の見直しによる歳出の削減を行わざるを得ません。歳出削減は、県民の皆様のご暮らしや、企業活動に影響を及ぼすこととなりますので、その進め方には十分配慮をしております。

事務事業を見直す中で、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組み、必要な財源の確保に努めます。

また、活力に満ちた島根を築いていくため、真に必要な施策については、予算の重点配分を行ってまいります。

5 島根県は、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの収入に依存しているため、財政基盤が大変脆弱です。

近年の県財政の急激な悪化は、地方歳出の抑制という国の政策転換に大きな原因があります。島根県のような税源に乏しい県が、真に安定した財政基盤を確立するためには、地方交付税などの一般財源の確保・充実が必要です。財政健全化に向けた我々の努力を前提とした上で、国に対しては、地方交付税などの一般財源の確保・充実を強く働きかけてまいります。

6 今後の財政健全化の道のは険しいものですが、島根県全体の活力を失わせるものであってはなりません。このため、今、私どもは財政健全化のための作業と並行して、産業活性化・雇用確保のための具体策を、やはり民間委員からなる「産業活性化戦略会議」で検討しています。11月には成案を得て、①地域産業の強化、②県外企業の誘致、③情報産業の育成、④雇用拡大と人材の育成、⑤県産品の販路拡大、⑥観光振興などを積極的に推進してまいります。

また、島根の発展を支える基幹産業である農林水産業の活性化も極めて重要です。今年度中には、生産者や消費者などの意見を十分聴きながら、各地域ごとに今後の農林水産業・農山漁村振興の基本となる計画を策定し、売れる商品作りや担い手確保などに取り組んでまいります。

7 こうして「財政の健全化」と「活力あるしまね」の両方を実現しつつ、県民の皆様が「安心して暮らせるしまね」と、次代を担う青少年をはじめとした県民にとって「心豊かなしまね」の実現を目指してまいります。

そして、島根が目指すべきこうした将来の全体像をお示しするため、「島根総合発展計画」を今年度末までに策定する作業も行っています。

8 私は、県民の皆様の総力を結集しながら、活力に満ちた島根を築いていくために全力を尽くしてまいります。財政の健全化は、そのためにまず始めなければならない課題です。

何卒、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I 財政の現況

1 危機的な状況にある県財政

島根県では、毎年度、多額の収支不足が生じています。平成19年度は、歳入が歳出に対して136億円足りないため、その分は家計で言えば貯金にあたる基金を取り崩さなければなりません。

県財政は、今後も200億円台後半の収支不足が見込まれる危機的な状況です。このままの財政運営を続ければ、今は500億円以上ある基金も3年後の平成22年度にはなくなり、決算で赤字額が生じてしまいます。

決算で一定以上の赤字額が生じた場合には「財政再建団体」に転落してしまいます(*1)。財政再建団体となると、国の監督下で強制的な再建を余儀なくされます。この場合には、福祉、教育、公共事業などの分野で県が独自に行っている事業を行うことが極めて困難になります。このように島根県の自治が大幅な制約を受ける事態となることは、何としても避けなければなりません。

2 財政状況が悪化した原因

県財政は、歳入面では、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税をはじめとして収入の多くを国に依存する財政構造にあり、財政基盤が大変脆弱です。

近年では、県税が伸び悩み、また国の地方財政政策の転換により地方交付税が大幅に削減され、一般財源(*2)は大幅に減少しました。

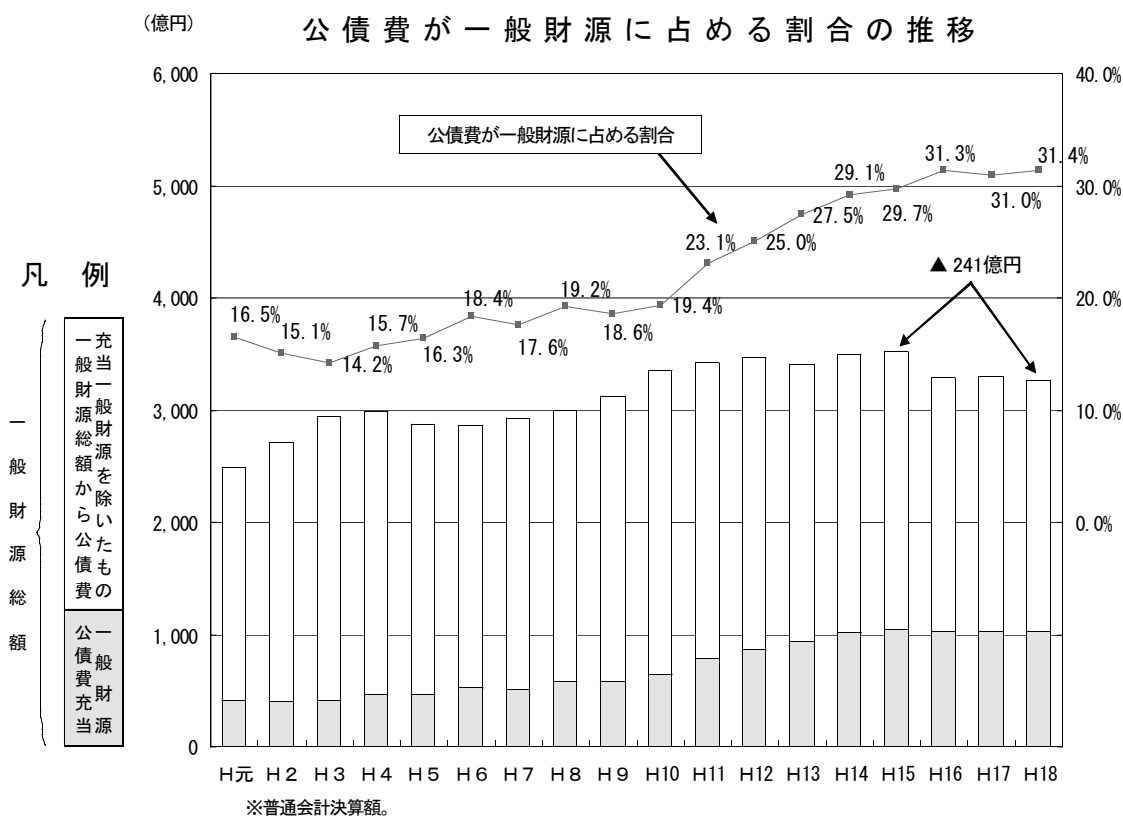
一方、歳出面では、本格的な高齢社会を迎える21世紀初頭までの期間を高い公共投資水準を維持し得る最後の貴重な期間と位置づけ、国の経済対策にも呼応し、遅れている社会資本の整備や県勢の発展に資する戦略的プロジェクトの推進に積極的に取り組んできました。これにより、道路や下水道などの生活基盤をはじめ、医療・福祉、

*1 島根県の場合、決算で赤字が約130億円以上になると「財政再建団体」に転落することとされています。平成21年度からは新制度に移行し、「財政再生団体」制度となりますが、財政再生団体となる基準は、現行制度の運用等を勘案して、今年末までに決定されます。

*2 国からの補助金のように用途が定められ、他の用途に流用することができない「特定財源」に対して、県税や地方交付税などの用途が特定されず、どのような経費にも使うことができる財源を「一般財源」といいます。

産業、教育文化など将来を支える各方面の社会基盤の水準は相当程度向上しました。

しかしながら、このような地方債（地方公共団体が行う借金）を財源とした積極的な公共投資により、類似県と比較してかなり高水準の地方債残高となり、公債費（地方債の元利償還金）が増大し、今後も高水準で推移することが見込まれます。



このような歳入・歳出両面の原因により多額の収支不足が生じています。特に、国の地方財政政策の転換による地方交付税の削減によって、地方交付税への依存度が全国的にみて極めて高い本県の財政は大きな影響を受けることとなり、財政運営上極めて困難な状況に陥っています。

3 これまでの財政健全化に向けた取組

これまでも財政の健全化に向けた取組として、「財政健全化指針」（平成14年12月策定）や「中期財政改革基本方針」（平成16年10月策定）に基づき、全国的にみてもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。特に、平成16年度の約210億円もの地方交付税の削減を受けて策定した「中期財政改革基本方針」では、中期的な構造的収支

不足額を450億円と見込み、このうち300億円程度を解消することを目標として改革を進めました。その結果、平成18年度までで309億円の収支改善が達成できました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組に伴い、今後更なる地方交付税の削減が見込まれることなどにより、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。

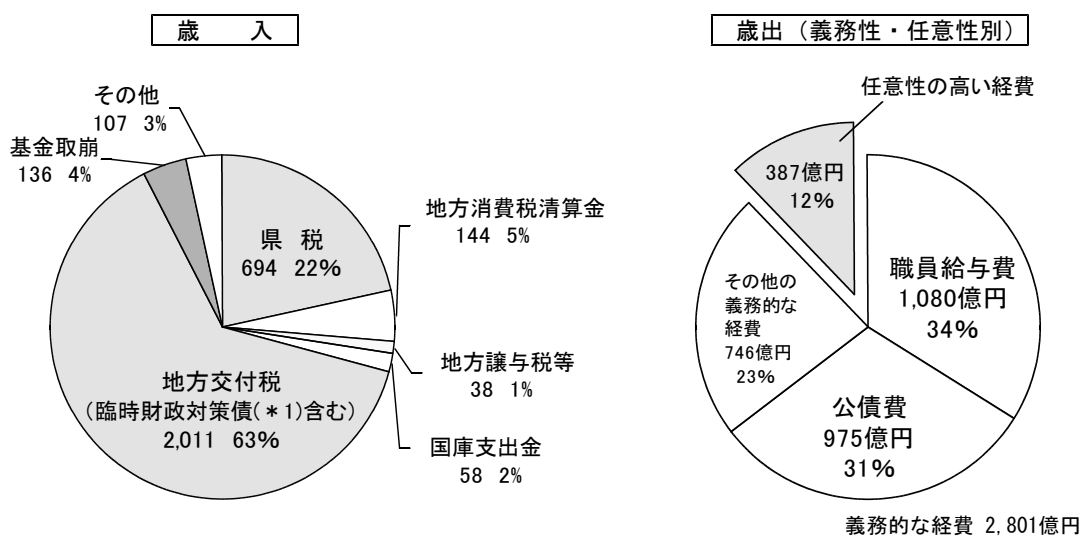
4 容易でない財政健全化への道のり

平成19年度一般会計予算（6月補正後）の一般財源は3188億円ですが、今後見込まれる200億円台後半という収支不足額は、歳入面では、県税収入総額694億円の4割弱に相当し、県民税228億円よりも大きな額です。

一方、歳出面では、義務性・任意性別にみると、職員の給与費と公債費に一般財源の約3分の1ずつを充て、残りも社会保障費のような義務的な経費に多くを使っています。県の判断で事業を決定したり、支出額を増減できる任意性の高い経費は、全体の12%、387億円に過ぎません。

この任意性の高い経費の中にも、施設の維持管理費などの大幅な削減が難しいものが含まれています。したがって、収支不足額の全てを任意性の高い経費の削減だけで対応することは、非常に難しい状態です。

平成19年度予算（6月補正後）の一般財源3,188億円の内訳



*1 地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の代わりに借入が認められる地方債で、その元利償還金には、全額普通交付税が措置されます。

このように、収支不足の200億円台後半という額は、県財政にとって大変大きな負担となっています。このため、財政健全化への道のりは大変厳しく、決して容易なものではありません。

財政健全化に向けて、歳入の確保とともに、歳出全般についても一段踏み込んだ改革努力が必要です。また、真に安定した財政基盤の確立を図るため、国に対しては、わが県自身の努力を前提とした上で、地方一般財源の確保・充実を働きかけていく必要があります。

Ⅱ 財政健全化に向けた改革の基本的な考え方

1 改革の進め方についての基本的な考え方

- (1) 県財政は、多額の収支不足が生じており、基金を取り崩すことによってこの収支不足を埋めている状態にあります。

毎年度の財政運営において、基金の取崩しを行わなくても良い状態、すなわち、収支均衡の状態を目指さなければなりません。

- (2) しかし、現在生じている多額の収支不足の全てを、急激に短期間で解消することは、県民生活や経済活動への影響などから、適当ではありません。

したがって、収支不足は、そうした影響も考慮しながら解消していく必要があります。

- (3) 基金は、急激な社会経済情勢の変化等に備え、財政運営に支障が生じないように、一定程度の規模を維持する必要があります。しかし、収支不足が生じている間は、取崩しにより基金残高が減少していきます。

このため、財政健全化に向けた改革の内容が不十分であったり、そのペースが遅いと、維持すべき基金は枯渇し、財政再建団体に転落してしまいます。

- (4) このため、一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。このことによって、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。

具体的には、概ね10年後において、130億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。

2 集中改革期間

- (1) 県財政は、現状のままでは3年後には基金が枯渇するという非常事態にあります。財政健全化は「待ったなし」であり、速やかに改革に取り組み、財政健全化への道筋をつける必要があります。

(2) このため、平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実行します。

これにより、集中改革期間に、毎年度発生する200億円台後半の収支不足のうち200億円程度を解消します。この結果、平成23年度の収支不足額は50億円程度まで縮小します。

(3) そして、この集中改革期間後も定員削減の計画的な実施などにより更に収支の改善を図り、概ね10年後において収支均衡を達成します。

3 改革の視点

実際に改革を進めるに当たっての基本的な方向性、改革の視点は、次のとおりです。

(1) 聖域なき見直し

多額の収支不足の解消は、特定の分野の見直しだけではもはや困難となっています。聖域を設けずあらゆる分野について見直しを行います。

(2) 予算の重点配分

事務事業について、徹底的な見直しを行い、歳出削減に取り組みますが、安全・安心な県民生活や県の将来的な発展のために真に必要なものについては、予算の重点配分をします。

(3) 内なる改革の徹底

県民サービスを提供するに当たり、最小の経費で最大の効果を上げるため、簡素で効率的な組織運営などの内なる改革を徹底します。

そのため、職員が一丸となって改革に積極的に取り組みます。

(4) 県民の総力結集

行政の守備範囲を点検し、民間が行いうる事業は、民間に委ねていきます。

また、市町村合併も踏まえ、県と市町村との役割分担の観点から、広域自治体としての県の担うべき役割を基本に、県の事務事業を見直します。

そして、NPOや地域住民の力を活かし、県民との協働を進め、県・市町村・民間の総力を結集していくよう努めます。

(5) 県民との対話

危機的な財政状況や改革の必要性はもとより財政健全化への道筋を県民にわかりやすく説明し、また、広く県民から意見を聴き、県民の視点に立って、県民の理解を得ながら改革を進めていきます。

Ⅲ 改革のための具体的施策

県財政は、自主財源が乏しいこともあり、短期的には一般財源の大幅な増加は期待できないため、多額の収支不足を解消していくためには、まずはその多くを歳出の削減によらざるを得ません。これまでの改革により歳出削減の余地は狭まってきていることから、義務的な経費、任意性の高い経費を問わず、徹底した歳出の削減をする必要があります。

また、歳入面では、安定した財政運営のために、用途が特定されない財源である一般財源をどれだけ確保するかが重要です。

具体的には、以下の改革を進めていきます。

1 行政の効率化・スリム化

県民サービスに充てる財源をできるだけ確保するため、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組みます。そのために、知事を本部長とする行政改革推進本部を設置します。また、改革推進会議に行革に関する専門委員会を置き、外部の意見もよく聴きながら進めていきます。

(1) 総人件費の抑制

ア 職員定員削減計画の上乗せ

平成15年4月から平成24年4月までの10年間で、教員・警察官等を除く一般行政部門の職員を中心に1000人を削減する計画に取り組んでいます。

事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しにより、今後10年間で、更に500人程度の追加削減を行うことを目標(*3)にして計画を見直します。

イ 手当の見直し

時間外勤務手当の縮減を図るとともに、特殊勤務手当などの手当について見直します。

*3 事務事業の削減や、人口当たり職員数の類似団体の平均等を勘案して目標を設定

ウ 給与の特例減額の継続

給与の特例減額（給与カット）は、平成20年4月以降、概ね10年後において収支均衡を達成するまでの間行います。なお、減額率は、集中改革期間は次のとおりとし、集中改革期間後は、収支の状況等を勘案して対応します。

県の幹部職員が率先して財政健全化に取り組むため、知事など特別職及び管理職の職員について従来より更に厳しい給与の特例減額を行います。

□ 集中改革期間の給与の特例減額率

○ 特別職（期末手当も連動減額）

- ・ 知事 …………… 25% [従前20%]
- ・ 副知事 …………… 20% [従前15%]
- ・ 常勤の監査委員、教育長、病院事業管理者 … 18% [従前15%]

（注）出納長職は、平成20年3月22日以降廃止

○ 一般職（期末手当をはじめとする諸手当も連動減額。管理職手当は上乘せ減額）

- ・ 部次長級 …… 10%、管理職手当のみ25% [従前10%]
- ・ 課長級 …… 8%、管理職手当のみ20% [従前8%]
- ・ その他 …… 6%（若年層の諸手当連動は3%）

エ 知事等三役の退職手当の見直し

知事等三役については、給与の特例減額に加えて退職手当の引き下げを行います。

□ 退職手当の見直しの内容

平成18年12月に特別職の退職手当を引き下げたところ（知事等三役平均▲16%）であるが、更に退職手当を次のとおり引き下げる。

○ 引下率

- ・ 知事 …………… 10% [平成18年12月の条例改正前と比較して約25%]
- ・ 副知事 …………… 5% [同 約20%]
- ・ 出納長 …………… 5% [同 約20%]

○ 適用

- ・ 平成19年4月30日から

(2) その他

ア 組織の見直し

合併による市町村の規模、能力の拡大に伴い、県に求められる役割、機能の変

化への対応や、簡素で効率的な執行体制の整備を図る観点から、組織のフラット化・グループ化(*4)や、地方機関の統廃合等の見直しを進めてきました。

今後とも県の組織については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直します。

イ 内部管理経費の縮減

次に掲げるものをはじめとする内部管理経費を削減します。

- ・ 情報通信システムにかかる維持管理費
- ・ 清掃などの庁舎等の維持管理費
- ・ 臨時職員の雇用経費

ウ 外郭団体の見直し

外郭団体については、「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」（平成14年12月公布）に基づく点検・評価・公表や、「島根県外郭団体指導監督指針」（平成16年3月策定）による統一的な取り組みを進めるとともに、「中期財政改革基本方針」において県出資割合50%以上の団体（22団体）について、団体数の3割程度の削減を目標に掲げ、団体の統廃合、県の財政的・人的関与の大幅縮減に取り組んできたところです。

社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、引き続き各団体の自主的な経営努力を促すとともに、人員の削減等による団体のスリム化など、民営化を含め団体のあり方について見直しを進めます。

また、県関与の必要性を十分検証し、県の委託・補助について事業費の削減を図るとともに、役員への就任（代表者には原則就任しない）、県職員派遣、県OB職員についても最小限となるよう漸減するなど、更に県の財政的・人的関与の縮減に取り組めます。

エ 公の施設の見直し

公の施設(*5)の管理運営にあたり、平成17年4月から他県に先駆けて指定管理

*4 迅速な意思決定や事務処理ができる柔軟で機動的な組織にするため、フラット化・グループ化を導入しました。

- ・フラット化：中間の職を廃止し、決裁の階層を少なくすること。
- ・グループ化：従来の係を大括りにし、人員の配置と所掌事務を柔軟にすること。

者制度を導入し、サービスの向上、コスト縮減を図るとともに、施設全般について県立施設としての必要性等を検証し、廃止や民間等への移管を進めてきたところでは、

社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、公共性、広域性、代替性、有用性、緊要性などの観点から、廃止・譲渡を含めた抜本的な見直しをします。

2 事務事業の見直し

「中期財政改革基本方針」に基づく改革では、県の判断で事業の実施を任意に決定できる経費については、原則概ね半減とするなど、厳しい事務事業の見直しを行いました。

今回の改革においても、経費の性質に応じ、徹底的な見直しを行うこととします。

(1) 一般施策経費

今回の改革においても、奨励的な補助金をはじめとするソフト事業などの一般的な施策にかかる経費は、県の判断で事業の実施を任意に決定できることから大幅な削減をすることとし、平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね50%に削減します。

(2) 公共事業費

国からの補助を受けて行う公共事業及び県が単独で行う公共事業の事業費(注1)について、平成23年度の事業費を平成19年度の概ね70%に削減します。(平成20年度においては、平成16年度比半減相当の事業費とします(注2)。)

災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式による削減になじまない事業については、個別に所要額を精査して予算措置をします。

(注1) この場合の事業費とは、財源のうち国庫補助金等を除いた、一般財源と地方債を合わせた県費負担額のことをいいます。

(注2) 「中期財政改革基本方針」では、公共事業費については、「平成20年度までに事業費を(平成16年度比で)半減することを目途」とされていました。

*5 住民が利用するために地方公共団体が設置する施設で、住民の福祉を増進させることを目的とするものです。学校、美術館、図書館、ホール、体育館、県営住宅や公園などが該当します。なお、県庁舎や合同庁舎などの行政事務を行うための施設は該当しません。

(3) 経常経費等

施設の維持管理費など毎年度決まって支出される固定的な経費についても見直しを行い、平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね90%に削減します。

(4) 特別な需要に基づく経費

年度間変動が大きい学校校舎の老朽化に伴う建替費や大規模システム改修費など、臨時又は特別な需要に対応する経費については、新規事業を極力抑制するほか、既存の継続事業であっても、個別に徹底した見直しをします。

(5) 義務的な経費

- 法令や契約等に基づき執行が義務づけられている経費等については、その根拠である制度等にまで立ち返って、個別に徹底した見直しをします。
- 企業会計・特別会計について情報開示を徹底し、事業毎に合理化・効率化を図ることによって、一般会計による負担のあり方を見直します。

(6) 見直しの留意点

- 公共事業をはじめとする公共投資は、県の発展や県民生活のために真に必要であって、緊急に実施すべきものについて重点的に行います。また、質的水準に配慮しつつ、コスト縮減により、効果的な実施に努めます。
- 特に、新たな施設の建設事業については、財政健全化の見通しが立つまでは、既存施設の老朽化や再編に伴うものなどを除き、原則として行わないこととします。
- 地方債については、後年度において公債費が財政を圧迫する要因となることから、新規分の借入れはできる限り抑制します。

3 財源の確保

(1) 県税収入の確保

ア 課税自主権の活用

水と緑の森づくり税、産業廃棄物減量税、核燃料税などの県独自の課税につい

て、財政需要を勘案しつつ、今後の税率や課税期間のあり方を検討します。

イ 経済活性化による増収

地域産業の強化、県外企業の誘致などの税源かん養に資する産業の活性化・雇用の創出のための施策を推進することによって、経済を活性化させ、税収の増加を図ります。

ウ 滞納額の縮減

滞納処分 of 早期着手やインターネット公売などによる差押物件の換価を推進し、未収金の縮減や徴収率の向上に努めることにより、負担の公平と財源確保を図ります。

(2) 使用料、手数料などの受益者負担の適正化

社会経済情勢の変化にあわせ、使用料、手数料などの受益者負担の適正化を図ります。

(3) 県有財産の売却や有効活用の促進

- 未利用財産の売却を推進するほか、戸建ての職員宿舎などで現在利用中の財産についても、県が所有する必要性が低いものは売却します。
- 財産の売却に当たっては、インターネットによる売却システムなど多様な手法を導入するほか、宅地建物取引業者による媒介制度などの活用を検討します。
- 公共施設、印刷物、ホームページ等を広告媒体として提供する広告事業の導入を進めます。

(4) 特定目的基金等の活用

- 特定の事業目的のために積み立てた基金を活用し、事業費への充当を拡充します。
- 特別会計の経営の合理化、効率化を図り、これにより捻出される資金を一般会計へ繰り入れます。

(5) 執行節減等決算段階での財源の確保

執行段階での徹底した節減や予算を上回る歳入の確保に努めます。

(6) 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ

一般財源収入の柱は、地方税・地方交付税であり、安定した財政基盤の構築のためには、これらを充実させていくことが必要です。

平成18年12月に地方分権改革推進法が制定されたところであり、分権型社会への転換を目指し、国と地方の役割分担や地方の税財政基盤の確立に向けた検討が各方面で行われています。

現在、法人2税（法人県民税及び法人事業税）を中心とした地方税収の伸びが大都市圏に集中し、自治体間の財政力格差が拡大しています。このような状況を踏まえ、国においても、財政力格差の是正の議論が高まるなど、ようやく地方の厳しい実情が注目されつつあります。

分権型社会に向けて、島根県のように自主財源が乏しい団体にあっても、標準的な行政サービスの提供に支障を生ずることがないように、地方税・地方交付税など一般財源の確保・充実について、国に対して、更に積極的に働きかけていきます。

IV 改革後の財政見通しと今後の財政運営のあり方

1 改革後の財政見通し

- (1) 集中改革期間中の4年間に抜本的な改革を集中して実行することにより、集中改革期間最終年度の平成23年度には、行政の効率化・スリム化で90億円程度、事務事業の見直しで50億円程度、財源の確保で70億円程度の合計200億円程度の収支改善額を見込んでいます。
- (2) その後、定員削減の計画的な実施、地方債の借入れを抑制したことによる公債費の削減、経済の活性化による税収の増加などにより、概ね10年後において、130億円程度の基金を確保しつつ、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡を達成します。

(集中改革期間最終年度)			(10年後)
区 分	H 2 3		H 2 9
収支 (改革前)	▲ 2 5 0 億円程度		▲ 2 5 0 億円程度
改革による収支改善額	2 0 0 億円程度	効果拡大 ➔	2 5 0 億円程度
行政の効率化・スリム化	9 0 億円程度		5 0 億円程度
うち給与の特例減額	6 0 億円程度		—
事務事業の見直し	5 0 億円程度		6 0 億円程度
財源の確保	7 0 億円程度		1 4 0 億円程度
収支 (改革後)	▲ 5 0 億円程度		± 0 (収支均衡)
年度末基金残高	2 3 0 億円程度		1 3 0 億円程度

※H19年度末基金残高見込み（執行節減等決算段階での収支改善後）は、570億円程度

2 今後の財政運営のあり方

- (1) 目標を実現するための歳出削減や財源確保の具体的な方策については、この基本方針に基づき、毎年度の予算編成を通じて決定していきます。

- (2) 今後も、改革の実施状況などについて改革推進会議から意見をいただきながら、財政運営を行います。
また、改革推進会議に、特定の課題について検討する専門委員会を設置し、適宜意見をいただきます。

- (3) 経済情勢や住民のニーズ、国の施策などにより、県財政を取り巻く状況は常に変化します。このため、財政収支の見通しや改革の進め方については、必要に応じ見直しを行っていきます。

- (4) 改革の進捗状況については、財政の健全化の度合いを測るための分かりやすい指標を用いて県民の皆様に積極的に説明し、県民のご理解を得ながら財政運営を行います。

(資料1)

改革後の財政見通し (試算)

集中改革期間

■改革前

(単位：億円)

区 分	H19	集中改革期間				H20～ H23累計							H20～ H29累計
		H20	H21	H22	H23		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
収 支 ①	▲ 136	▲ 250	▲ 265	▲ 275	▲ 260	▲ 1,050	▲ 240	▲ 250	▲ 265	▲ 255	▲ 245	▲ 245	▲ 2,550
年度末基金残高	520	270	5	▲ 270	▲ 530		▲ 770	▲ 1,020	▲ 1,285	▲ 1,540	▲ 1,785	▲ 2,030	

◇改革による収支改善◇

区 分	集中改革期間				H20～ H23累計							H20～ H29累計
	H20	H21	H22	H23		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
収支改善額 ②	145	165	185	210	700	210	225	245	240	240	245	2,100
行政の効率化・スリム化	65	75	80	90	310	90	95	100	80	65	50	800
うち給与の特例減額	60	60	60	60	240	60	60	60	40	20	—	500
事務事業の見直し	15	25	35	50	120	50	50	50	55	55	60	450
財源の確保	65	65	70	70	270	70	80	95	105	120	135	850

■改革後

区 分	H19	集中改革期間				H20～ H23累計							H20～ H29累計
		H20	H21	H22	H23		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
収 支 ③= ①+②	▲ 86	▲ 105	▲ 100	▲ 90	▲ 50	▲ 350	▲ 30	▲ 25	▲ 20	▲ 15	▲ 5	0	▲ 450
年度末基金残高	570	465	365	275	225		195	170	150	135	130	130	

(注)

■収支①

仮に改革を行わず現在の財政運営を続けた場合の財政見通し(資料2)における収支の額を概数にしたもの

■収支改善額②

集中改革期間中にP10～16の改革を行った場合の収支改善額を一定の前提のもとに試算(集中改革期間後は定員削減の計画的な実施、地方債の新たな借入れを抑制したことによる公債費の削減、経済の活性化による税収の増加などにより収支改善額が拡大)

■ 累計額は概数で表記したため、各年度の合計額と突合しない場合がある

(資料2) 仮に改革を行わず現在の財政運営を続けた場合の財政見通し

【歳入推計】

(単位:億円)

歳入区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20～ H29累計
1. 一般財源	3,081	3,043	2,939	2,921	2,938	2,937	2,931	2,948	2,948	2,952	2,953	29,510
(1) 県税	694	708	713	723	765	745	745	745	745	745	745	7,379
(2) 地方交付税＋ 臨時財政対策債	2,040	2,012	1,935	1,902	1,876	1,899	1,894	1,909	1,910	1,914	1,914	19,165
(3) その他	347	323	291	296	297	293	292	294	293	293	294	2,966
2. 特定財源	1,978	1,997	1,985	1,950	1,858	1,847	1,825	1,834	1,826	1,817	1,813	18,752
(1) 県債	463	483	484	486	435	428	402	412	416	392	401	4,339
(2) その他の特定財源	1,515	1,514	1,501	1,464	1,423	1,419	1,423	1,422	1,410	1,425	1,412	14,413
歳入合計 ①	5,059	5,040	4,924	4,871	4,796	4,784	4,756	4,782	4,774	4,769	4,766	48,262

【歳出推計】

歳出区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20～ H29累計
1. 義務的経費等	3,202	3,234	3,139	3,110	3,116	3,096	3,088	3,118	3,123	3,125	3,118	31,267
(1) 職員給与費	1,242	1,305	1,263	1,249	1,244	1,218	1,216	1,228	1,230	1,242	1,243	12,438
退職手当除き	1,126	1,172	1,148	1,129	1,119	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	11,222
退職手当	116	133	115	120	125	109	107	119	121	133	134	1,216
(2) 扶助費	301	311	313	320	326	326	326	326	326	326	326	3,226
(3) 公債費	975	956	899	912	940	951	946	961	961	956	949	9,431
(4) その他義務的経費	684	662	664	629	606	601	600	603	606	601	600	6,172
2. 特別需要経費等	220	229	209	205	166	158	136	136	109	98	123	1,569
3. 公共事業費	816	866	875	864	810	805	814	823	829	826	801	8,313
4. 部局調整経費	957	961	965	967	967	967	967	967	967	967	967	9,662
歳出合計 ②	5,195	5,290	5,188	5,146	5,059	5,026	5,005	5,044	5,028	5,016	5,009	50,811

収支 ①－②	▲ 136	▲ 250	▲ 264	▲ 275	▲ 263	▲ 242	▲ 249	▲ 262	▲ 254	▲ 247	▲ 243	▲ 2,549
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

年度末基金残高	518	268	4	▲ 271	▲ 534	▲ 776	▲ 1,025	▲ 1,287	▲ 1,541	▲ 1,788	▲ 2,031
---------	-----	-----	---	-------	-------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

◆前ページの推計の前提条件

(1) 景気動向

名目経済成長率：(H20)1.4% (H21)1.7% (H22)1.9% (H23)2.0%

国の経済財政運営の中期方針である「日本経済の進路と戦略(平成19年1月25日閣議決定)」の参考試算(経済財政諮問会議提出)で示された経済成長率の半分程度に設定(H24以降)設定なし

(2) 歳入

【一般財源】

県税

○個別推計したもの

法人県民税・事業税(特に税額が大きい法人)、県民税利子割、核燃料税、産業廃棄物減量税

○名目経済成長率を考慮して推計したもの

法人県民税・事業税(その他の法人)、個人県民税・事業税、地方消費税、不動産取得税

○H19と同額で推計したもの：その他の税目

地方交付税+臨時財政対策債

○基準財政需要額(公債費・事業費補正を除く)は、H20からH23は全国平均伸率見込(H19.4.20総務省公表)を参考に推計、H24以降はH23と同額で推計

○公債費及び事業費補正は、現行措置率を前提に積み上げ積算

○基準財政収入額は県税等の推計に連動

○臨時財政対策債については、現行制度を前提にH19算定額と同額で推計

【特定財源】

県債

現行制度(対象事業、充当率等)を前提に歳出見込みから積上推計

(3) 歳出

義務的経費

①職員給与費

○人 員

定員削減計画をH24まで織り込み推計

警察官については、H20以降同額で推計

教員については、H20からH22までは、今後の生徒数の見込みから推計、H23以降はH22と同額で推計

○給与水準

給与改定率は、H19以降0%とし、給料カット・手当連動及び議員の報酬カットはH19まで反映

○退職手当

定年者数や直近の退職者数を基に、退職見込み者数を想定し推計

②扶助費

(社会保障経費)

今後の対象者数の増減、単価の見込み及び制度改正の影響を反映、H24以降はH23と同額で推計

③公債費

新規発行分借入利率：政府・公募債1.9%、銀行等2.5%で推計

特別需要経費

今後の所要見込額(各部局見積)から積上推計

公共事業費

補助及び単独の粋事業は、H19と同額で推計

特定事業、直轄事業は、可能な限り今後見込額を計上

部局調整経費

原則H19と同額で推計

(資料3)

職員給与費の状況

1 給与の特例減額の状況

これまで財政健全化へ向けた取組として、平成14年7月から三役の給与の特例減額（給与カット）を開始し、15年4月からは他の特別職及び一般職についても給与の特例減額を開始しました。

その後、段階的にカット率を引き上げ、さらに20年度からの集中改革期間は、厳しい給与の特例減額を継続します。

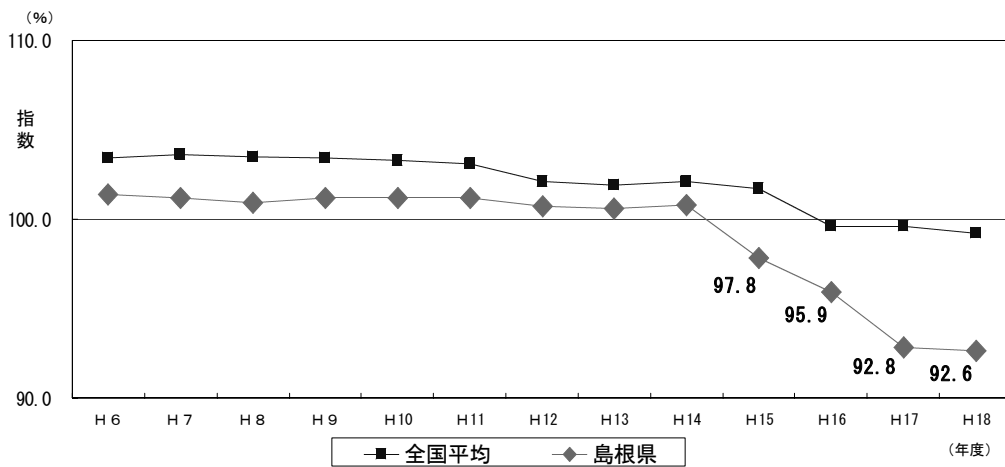
区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度～23年度 (集中改革期間)	
		▼H14.7.1～							
特別職	知 事	給 料	5%	10%	20%			25%	
		期末手当							
	副知事	給 料	5%	7%	15%			20%	
		期末手当							
	出納長	給 料	5%	7%	15%			/	
		期末手当							
	常勤の 監査委員	給 料		7%	15%			18%	
		期末手当							
	教育長	給 料		7%	15%			18%	
		期末手当							
	病院事業 管理者	給 料						15%	18%
		諸 手 当							
		▼H16.8.1～							
一般職	部次長	給 料	5%		10%			10%	
		諸手当 (管手除く)							
		管理職手当			10%			25%	
	管理職	給 料	4%		8%			8%	
		諸手当 (管手除く)							
		管理職手当			8%			20%	
	5C～3C	給 料	3%		5%	6%		6%	
		諸 手 当							
	2C～1C	給 料	3%		4%	6%		6%	
		諸 手 当			3%			3%	

2 ラスパイレス指数の状況

国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する指標の一つである「ラスパイレス指数」は、国家公務員の平均給料月額を100としたときの各地方自治体職員の平均給料月額の指数です。

島根県職員の給与水準は、従前から全国平均よりも低い水準にありましたが、給与の特例減額を始めた平成15年度以降は国家公務員の水準を下回り、平成17年度以降は全国最低水準となっています。

また、仮に給与の特例減額をしない場合を比較してみても国家公務員や全国平均を下回った給与水準にあります。



区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国平均	103.4	103.6	103.5	103.4	103.3	103.1	102.1	101.9	102.1	101.7	99.6	99.6	99.2
島根県	101.4	101.2	100.9	101.2	101.2	101.2	100.7	100.6	100.8	97.8	95.9	92.8	92.6
全国順位	46位	46位	47位	46位	45位	46位	43位	41位	42位	45位	45位	47位	46位

島根県(カット前)→ 100.9 99.0 98.9 98.7

[参考]

(H18.4.1現在)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	7位	9位	9位
団体名	東京都	静岡県	宮城県	埼玉県	長崎県	福井県	茨城県	神奈川県	石川県	愛知県
指数	103.8	102.1	101.9	101.7	101.5	101.3	101.1	101.1	100.8	100.8
順位	11位	12位	13位	13位	13位	16位	16位	16位	19位	19位
団体名	栃木県	山形県	群馬県	京都府	兵庫県	岩手県	徳島県	熊本県	秋田県	奈良県
指数	100.7	100.6	100.5	100.5	100.5	100.2	100.2	100.2	100.1	100.1
順位	21位	22位	22位	24位	24位	26位	27位	28位	28位	30位
団体名	三重県	新潟県	宮崎県	福島県	山梨県	鹿児島県	岐阜県	千葉県	長野県	福岡県
指数	100.0	99.8	99.8	99.6	99.6	99.5	99.4	99.2	99.2	99.1
順位	31位	31位	33位	34位	34位	36位	36位	36位	39位	40位
団体名	山口県	沖縄県	佐賀県	和歌山県	大分県	青森県	滋賀県	大阪府	富山県	広島県
指数	99.0	99.0	98.9	98.8	98.8	98.2	98.2	98.2	96.7	96.6
順位	41位	42位	43位	44位	45位	46位	47位	平均		
団体名	鳥取県	香川県	岡山県	愛媛県	高知県	島根県	北海道			
指数	96.5	96.4	96.3	96.0	95.2	92.6	90.6	99.2		

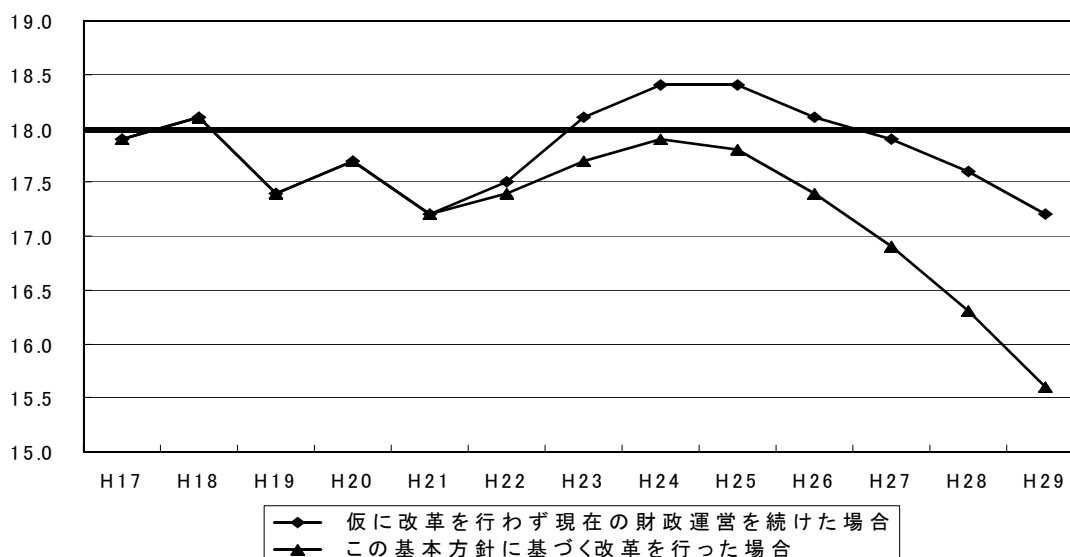
(資料4)

実質公債費比率の推計

「実質公債費比率」は、毎年度の公債費負担の水準を表す指標です。一般会計の公債費だけでなく、特別会計や企業会計などの公債費のうち一般財源で負担する部分を含め、県全体の実質的な公債費総額が、一般財源に対してどれだけの負担になっているかを示すものです。

平成18年度は、全国都道府県平均が14.4%であるのに対し、本県は18.1%とワースト4位となっています。仮に改革を行わずこのままの財政運営を続けた場合には、当面高水準で推移する見込みです。一方、この基本方針に基づく改革（公共事業費の削減等）を行った場合には、10年後の29年度で、改革を行わない場合に比べ、1.6ポイント改善する見込みとなっています。

(単位：%)



(注) 金利動向等により比率は変動し得る。

■ 実質公債費比率が高水準となった場合の影響

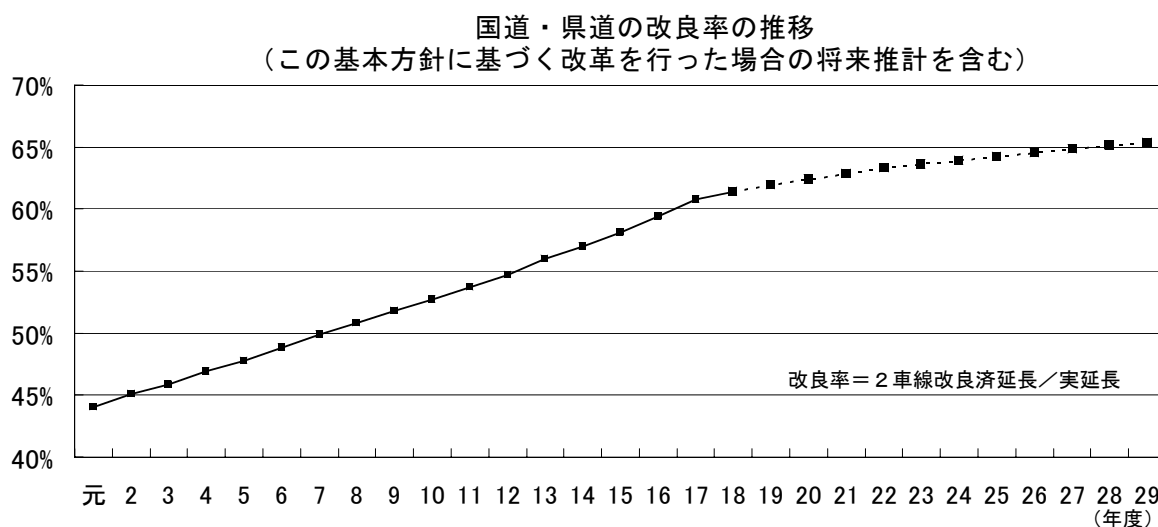
- ・ 18%以上の団体は、地方債の借入れに際し、「公債費負担適正化計画」を策定した上で総務大臣の許可が必要となる。
- ・ 25%以上の団体は、県が単独で行う公共事業の一部で、地方債の借入れが制限される。
- ・ 35%以上の団体は、災害関連や市町村合併関連など特別な理由を除き、公共事業全般で、地方債の借入れが大幅に制限される。

(資料5)

道路改良率の推計

遅れている道路の整備に取り組んできた結果、国道・県道の改良率（2車線道路の割合）は、平成元年度44.0%であったものが、18年度は61.4%と大幅に伸びました。

財政健全化に向けた改革を進める中で、公共事業をはじめとする公共投資も抑制することとなりますが、県の発展や県民生活のために真に必要であって、緊急に実施すべきものについては重点的に行うこととしており、例えば道路改良率は、以前に比べれば緩やかではあるものの、今後も上昇していく見込みです。



- (注) 1 各年度の数値は、年度当初の数値
2 H18までは実績、H19は実績見込み（調査中）、H20以降はこの基本方針に基づく改革を行った場合の道路事業費の見込みから推計したものである。

(資料6)

人口、財政指標等一覧（類似県）

普通交付税の算定の基礎となる財政需要に対する収入額の割合を示す「財政力指数」は、財政の自主性・自由度を測る指標として用いられます。本県のように自主財源に乏しく、一般財源の多くを地方交付税に依存している団体は、この財政力指数が低くなります。

本県は財政力指数が0.21と全国最低ですが、財政力指数が0.3未満の次の14県を「Eグループ」と呼び、「類似県」として財政状況の比較対象としています。

県名	人口 (H17国勢調査) (人)	標準財政規模 (*1) (H17) (億円)	財政力指数 (H15~H17平均)		地方債現在高倍率 (H17)		ラスパイレス指数 (H18.4.1)		実質公債費比率 (H18)		国道・県道 改良率 (H17.4.1)	
			順位	順位	順位	順位	順位	順位				
青森県	1,436,657	3,515	0.27396	5	3.66	9	98.2%	11	14.6%	7	72.3%	7
岩手県	1,385,041	3,616	0.27297	6	4.02	13	100.2%	3	15.1%	8	81.6%	3
秋田県	1,145,501	3,033	0.25155	11	3.99	12	100.1%	4	16.0%	11	77.3%	5
山形県	1,216,181	2,991	0.29653	1	3.66	9	100.6%	2	15.9%	10	83.5%	2
和歌山県	1,035,969	2,523	0.28137	4	2.83	2	98.8%	9	10.3%	1	50.6%	14
鳥取県	607,012	1,824	0.23916	12	3.35	6	96.5%	12	13.0%	6	80.2%	4
島根県	742,223	2,472	0.21059	14	4.25	14	92.6%	14	18.1%	14	60.8%	12
高知県	796,292	2,328	0.21643	13	3.42	8	95.2%	13	16.9%	12	51.1%	13
佐賀県	866,369	2,162	0.29323	3	2.89	3	98.9%	8	17.3%	13	70.2%	9
長崎県	1,478,632	3,399	0.25271	10	3.12	4	101.5%	1	10.9%	2	67.9%	10
大分県	1,209,571	2,912	0.29580	2	3.40	7	98.8%	9	11.8%	4	71.6%	8
宮崎県	1,153,042	2,831	0.26421	9	3.22	5	99.8%	5	11.8%	4	62.9%	11
鹿児島県	1,753,179	4,231	0.27123	7	3.84	11	99.5%	6	15.2%	9	74.0%	6
沖縄県	1,361,594	2,838	0.27066	8	2.30	1	99.0%	7	11.8%	3	91.4%	1
単純平均			0.26360		3.43		98.6%		14.2%		71.1%	
単純平均 (本県除き)			0.26768		3.36		99.0%		13.9%		71.9%	

*1 地方公共団体において通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、地方税収等に普通交付税を加算したものにより求められます。